

日本の食文化と水産業の持続可能性の確保に向けて ～ウナギの事例から読み解く消費者意識向上と資源管理の重要性～

総合調査部 副主任研究員 牧之内 芽衣

(要旨)

- 毎年「土用の丑の日」になると、ウナギ食の宣伝が各所で見られる。ニホンウナギは絶滅危惧種であり、2025年6月にEUはワシントン条約の付属書Ⅱへの掲載を提案している。日本政府は「ニホンウナギは十分な資源量が確保されている」とし、「今回のEUの決定は極めて遺憾だ」とコメントしている。
- 筆者は環境分野を研究しており、食文化の継承と生物多様性の関係性から食のサステナビリティに思いを巡らせるようになった。ウナギをこれからも食べ続けたいという生活者としての関心から、本レポートではウナギを手がかりに、日本の食文化と水産業の持続可能性確保への道筋を考察する。
- ウナギの漁獲量は年々減少しているため、現在は稚魚であるシラスウナギを河口域で採捕し、養殖池で育てる「種苗養殖」が中心となっている。シラスウナギの採捕量は1960年代の5%にまで減少している。
- 日本のウナギの流通システムにおいて、国産のウナギであっても、その13%は出どころがわかっていないとされる。過半を占める輸入についてもシラスウナギ漁業の存在しない香港産が94.5%を占める。
- 日本・中国・韓国・台湾の4か国は2015年から池入れ量について上限を設けることに合意したが、現在の池入れ量制限は実際の漁獲量を大幅に上回っている。
- 日本の水産業全体の漁獲量は1984年の3分の1程度にまで減少している。サンマについても日本の漁獲枠は実際の漁獲量を上回るが、近年は上限の引下げや年±10%の変動抑制など運用改善が進んでいる。
- 各種調査の結果は、日本の食で重視されるのは「おいしさ」「価格」などの直接的な価値が中心で、持続可能性の観点からは向上の余地が残ることを示している。
- ウナギを一例に考察したが、消費者一人ひとりが知識と関心を持つと同時に、科学的根拠に基づいた資源管理と透明性の高い流通システムの確立こそが、持続可能な日本の食文化と水産業を実現する道筋ではないか。

1. はじめに

毎年「土用の丑の日」になると、ウナギ食の宣伝が各所で見られる。しかし、ウナギをめぐる状況は年々深刻さを増している。2025年6月、EUはニホンウナギを含むウナギ全種のワシントン条約（注1）の付属書Ⅱへの掲載を提案し、日本の水産業界に大きな衝撃を与えた。この提案の背景には、ヨーロッパウナギの事実上の商業取引禁止（2009年以降）の経験と、アジアのウナギ資源への懸念の高まりがある。

ワシントン条約の付属書Ⅱに掲載された動植物を輸出する際は、輸出国による許可書の発行が義務づけられる。現在日本が消費するウナギの7割以上を中国などからの輸入に依存していることを考えると、この規制は日本の市場に深刻な影響を与える可能性がある。

日本政府は「ニホンウナギは十分な資源量が確保されている」として、中国、韓国、台湾と連携して反対しており、小泉農林水産大臣は「今回のEUの決定は極めて遺憾だ」とコメントしている。

11月のワシントン条約締約国会議では、出席国の3分の2以上の賛成があれば提案が採択される。EUの外交力や環境問題への国際的な関心の高まりを考えると、採択の可能性は決して低くない。日本が「留保」を通告することで規制を免れることは不可能ではないが、その場合は当該種に限って非締約国と同様の扱いとなり、貿易の拒否や追加書類要求などの扱いを受ける可能性がある。

2018年にはワシントン条約事務局がニホンウナギの密輸について報告書をまとめている。今回のEU提案には、ヨーロッパウナギの「違法貿易の抜け穴」としてニホンウナギなどと虚偽申告されていることから、ウナギ属全種を規制すべきとの記載がある（注2）。単に反対運動を展開するだけでは、根本的な解決にはならない。

ワシントン条約への掲載がかえって密輸増加のリスクを高める可能性もあり、規制強化が必ずしも資源保護につながるとは限らない。しかし、仮に掲載が採択された場合、日本は対応の検討が求められる。

筆者は環境分野を研究しており、食文化の継承と生物多様性の関係性から食のサステナビリティに思いを巡らせるようになった。ウナギをこれからも食べ続けたいという生活者としての関心から、本レポートではウナギを手がかりに、日本の食文化と水産業の持続可能性確保に向けた道筋を考察する。

2. ニホンウナギは絶滅危惧種

日本では広く食用として親しまれているウナギが絶滅危惧種であるとの認識はどれだけ広まっているのだろうか。世界中で食べられている主なウナギにはヨーロッパウナギ、アメリカウナギ、ニホンウナギなどがある。このうちヨーロッパウナギは2007年にワシントン条約の付属書Ⅱに掲載され、2009年からEUが輸出許可書を発行しないことで事実上の貿易禁止状態となっている。1980～2000年代にかけて日本国内でも

一定のシェアを占めていたが、2024年の中央大学の小売店調査によると、現在日本国内の流通からはほぼ姿を消している。

絶滅のおそれのある種のレッドリスト（通称：レッドリスト、注3）によると、ヨーロッパウナギは絶滅危惧 IA 類に分類される絶滅危惧種だ。レッドリストでは、最も絶滅の危険度が高いとされる「深刻な危機」（Critically Endangered、CR）、「危機」（Endangered、EN）、「危急」（Vulnerable、VU）の3つのカテゴリが絶滅危惧種とされている。現在日本で主に流通しているアメリカウナギやニホンウナギも絶滅危惧 IB 類の絶滅危惧種にあたる。トキと同じカテゴリだ。

資料1 レッドリストによるウナギ類の分類

略号	区分	内容	ウナギ類のランク例
EX	絶滅	すでに絶滅したと考えられる種	
EW	野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種	
CR	絶滅危惧 IA 類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	ヨーロッパウナギ
EN	絶滅危惧 IB 類	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種	ニホンウナギ、アメリカウナギ
VU	絶滅危惧 II 類	絶滅の危険が増大している種	ボルネオウナギ、フィリピンウナギ
NT	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種	ビカーラウナギ、オーストラリアウナギ、インドウナギ、アフリカウナギ
DD	情報不足	評価するだけの情報が不足している種	セレベスウナギ、ナンヨウウナギ
LC	低懸念	上記のいずれにも該当しない種	オオウナギ

(注)CR、EN、VU が絶滅危惧種にあたる。

(出所)IUCN レッドリストより第一生命経済研究所作成

小泉農水相は2025年6月27日の記者会見で「ニホンウナギについては、国内および日中韓、台湾の4か国・地域で保存管理を徹底しており、十分な資源量が確保されていることから、国際取引による絶滅のおそれはありません」と発言した。一方で、「IUCN レッドリスト評価のルールを無視した主張だ」と指摘する専門家もいる(注4)。

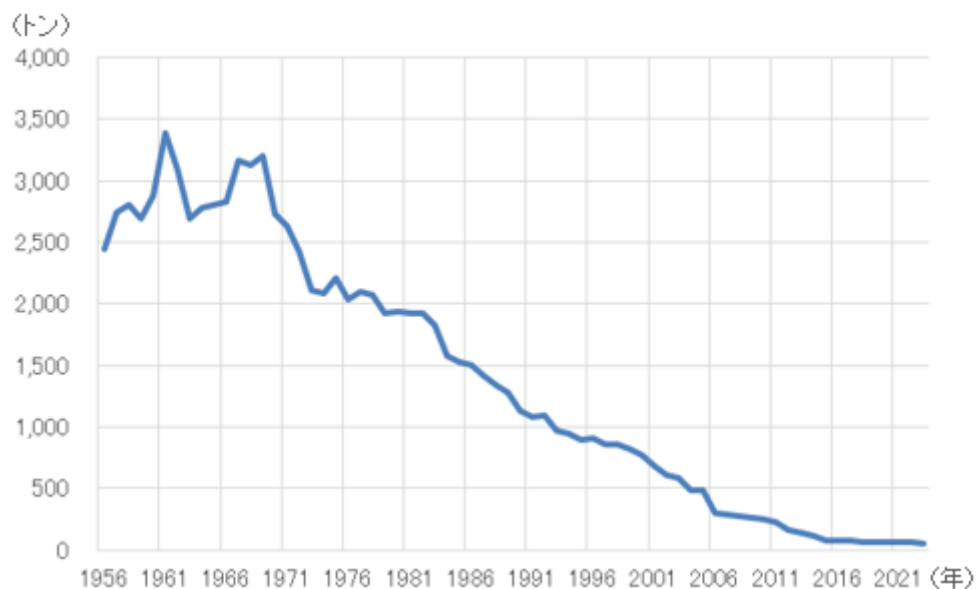
レッドリストでは、A~Eの5つの基準があり(注5)、そのうち一つでも合致していれば絶滅危惧種とされる。また、ある基準でCR(絶滅危惧 IA 類)、別の基準でEN(絶滅危惧 IB 類)と評価された場合は、リスクの高い方を取ってCRとするという予防原則が採用されている。ニホンウナギはレッドリストでは基準Aに基づいてEN(絶滅危

惧 IB 類) と評価されている。一方、水産庁と国立の研究機関である水産研究・教育機構が合同で発表している「令和 6 年度 国際漁業資源の現状」では、「IUCN の絶滅リスク評価基準 E を用いた再評価結果では、本種は危機 (EN) や深刻な危機 (CR) ではないことが示されている (箱山 投稿準備中)。」とある。E 基準のみを根拠とするのは、個体数が大きい場合、A 基準では絶滅リスクを過大推定するためとされているが、IUCN の最終カテゴリはより厳しい方を採用するルールであり、公的な国際評価は依然 EN (絶滅危惧 IB 類) のままである。

3. ウナギ漁獲量の激減

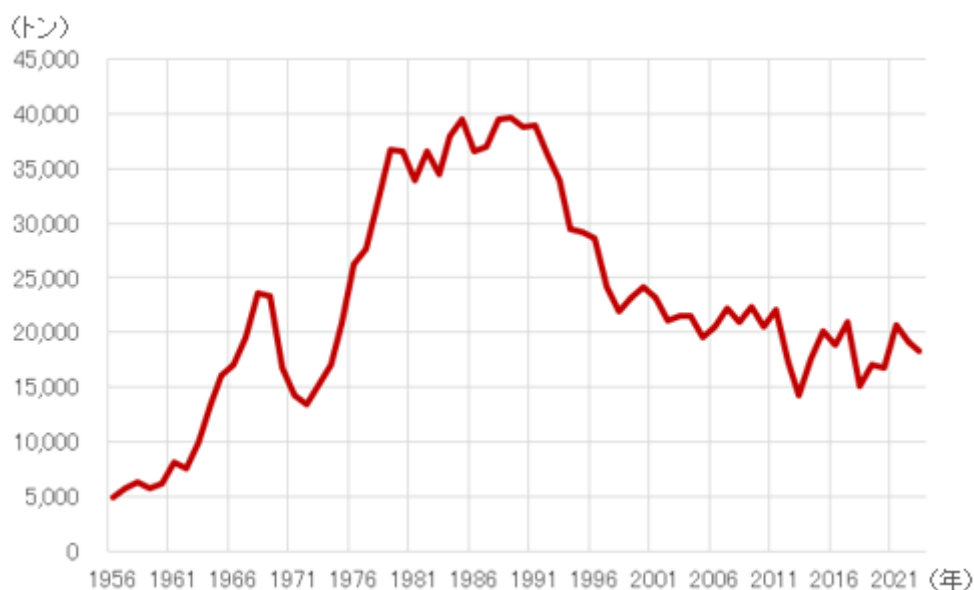
ウナギは成長段階にしたがって、卵→レプトセファルス→シラスウナギ→クロコ→黄ウナギ→銀ウナギと変化する。一般に食用として流通・消費されるウナギは、いわゆる黄ウナギの段階だ。黄ウナギの漁獲量は年々減少し、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」によれば 2023 年には 55 トンとなっている (資料 2)。「漁業・養殖業生産統計年報」及び財務省「貿易統計」を使用した水産庁の「ウナギ供給量の推移」によれば 2024 年は 52 トンだ。そのため、現在の日本のウナギ市場は、稚魚であるシラスウナギ (時にクロコも混ざる) を河口域で採捕し、養殖池で育てる「種苗養殖」が中心となっている (資料 3)。

資料 2 日本におけるウナギの漁獲量(1956~2023)



(出所)農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より第一生命経済研究所作成

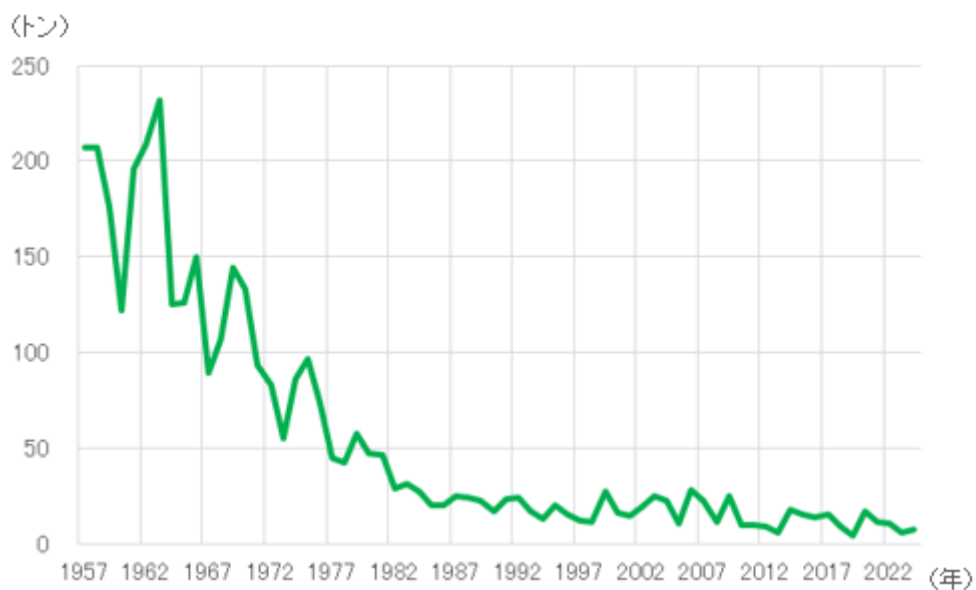
資料3 日本におけるウナギの養殖生産量(1956~2023)



(注)一般的に 0.2g ほどのシラスウナギを半年から 1 年ほど養殖し、200~300gの大きさに育ててから出荷されるため、池入れ量(養殖池に入れられた量)とは差が生じる。
(出所)同上

国内でのシラスウナギの種苗採捕量は過去と比べて著しく減少した。1960年代には200トン超あったものが、2024年には7.1トンと、その減少幅は実に95%以上となっている(資料4)。

資料4 日本におけるシラスウナギの種苗採捕量(1957~2024)



(注)2002年までは漁業・養殖業生産統計年報による。2003年からは水産庁調べ(池入れ数量-輸入量)。
(出所)水産庁「二ホンウナギ稚魚国内採捕量の推移」より第一生命経済研究所作成

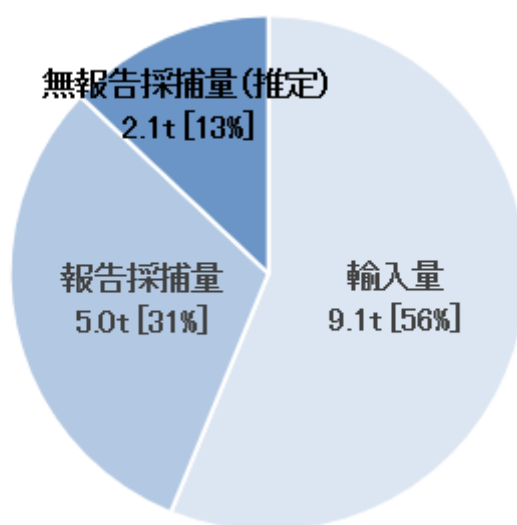
人工種苗によるニホンウナギの完全養殖は研究段階にあるものの、量産・安定供給の商用段階には至っていないため、天然のシラスウナギ採捕に依存しているのが現状だ。シラスウナギ採捕量の急激な減少は、ウナギの養殖業の持続可能性に影響を与える可能性がある。

水産研究・教育機構の研究によれば、シラスウナギの加入量（新たに捕獲対象に加わる個体数）は1970年代以降、長期的な減少傾向を示しており、この傾向に歯止めがかかる兆しは見えていない。資源減少の要因については、気候変動による海流の変化、産卵場周辺の環境悪化、そして過度な漁獲圧力などの複合的な影響が考えられており、定量的な評価や効果的な資源回復策の検討が課題となっている。

4. 流通構造の課題

日本のウナギの流通システムには透明性に欠ける側面があるとの指摘もある（注6）。本来、池入れ（注7）量は輸入量と報告採捕量の合計と等しくなるはずだ。しかし、水産庁「ウナギをめぐる状況と対策について」によれば、輸入量と報告採捕量を足しても、池入れ量との差は2.1トンあり、出どころはわかっていない（資料5）。

資料5 日本におけるシラスウナギの池入れ量の内訳(2023-2024)



(出所)水産庁「ウナギをめぐる状況と対策について」より第一生命経済研究所作成

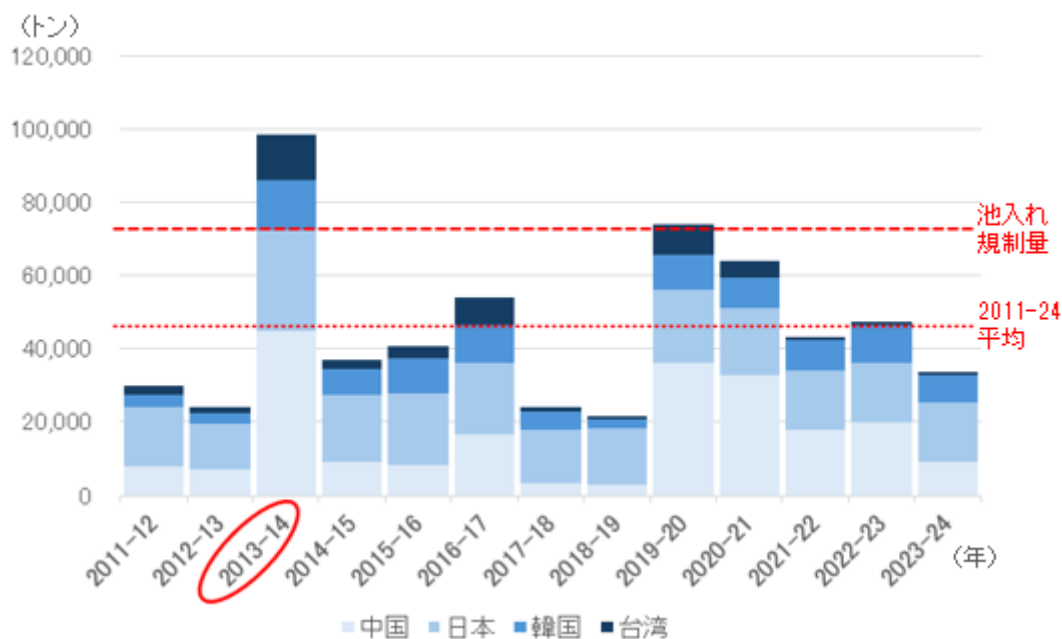
過半を占める輸入についても問題点が指摘されている。日本への輸入の大半は「香港産」シラスウナギだ。資料5の時期にあたる2023~24年では、香港産シラスウナギが8.6トンと輸入量の94.5%を占めた。しかし、輸入元の香港にはシラスウナギ漁業は存在しないため、実際には他の地域から持ち込まれたものとみられる（注8）。

2023年12月、漁業法の改正に伴って、日本国内でのシラスウナギの密漁に対する罰則は「懲役6カ月または罰金最大10万円」から「懲役3年または罰金3,000万円」へと大幅に引き上げられた。さらに、2025年12月からは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」の下、シラスウナギの採捕から池入れまでのトレーサビリティ確保に向けた取引記録の作成・保存や漁獲番号の伝達などが義務化される。しかし、輸入されるシラスウナギについてはこの規制の対象外となっている。

5. 漁獲量を大きく上回る池入れ量上限

日本・中国・韓国・台湾の4か国は「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」を行い、2015年から池入れ量について上限を設けることに合意した。池入れ量の上限は2014年漁期（2013-14年）の80%と定められたが、2013-14年の池入れ量だけが約100トンと突出して高く（資料6）、上限を引き上げる目的で過剰な報告が行われた疑いが指摘されている（注9）。4か国の池入れ量上限は78.8トンに固定されているが、実際の池入れ量は2012~24年漁期の平均で約45.5トンと、上限の58%ほどにとどまっている。

資料6 中国・日本・韓国・台湾のウナギ種苗池入れ量



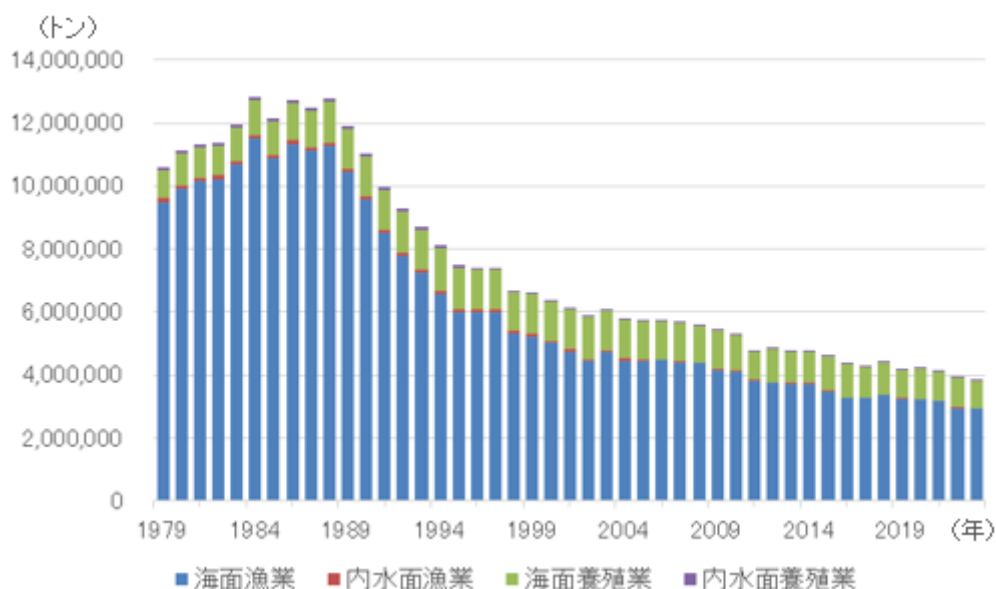
(出所)水産庁「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第18回非公式協議」より第一生命経済研究所作成

6. 日本水産業の構造的課題

ここで、日本の水産業全体の状況を確認してみたい。日本の漁獲量は1984年の1,282万トンピークに、現在では3分の1程度にまで減少している（資料7）。この

減少は単に漁業者の減少や漁船数の削減だけではなく、資源そのものの減少を反映している。なお、漁獲量に影響を与えるとされる黒潮大蛇行について、気象庁は2025年8月29日に、黒潮大蛇行は2025年4月に収束したことを発表している。今後の資源・漁場への影響推移を注視したい。

資料7 日本の漁獲量の推移(1979-2023)

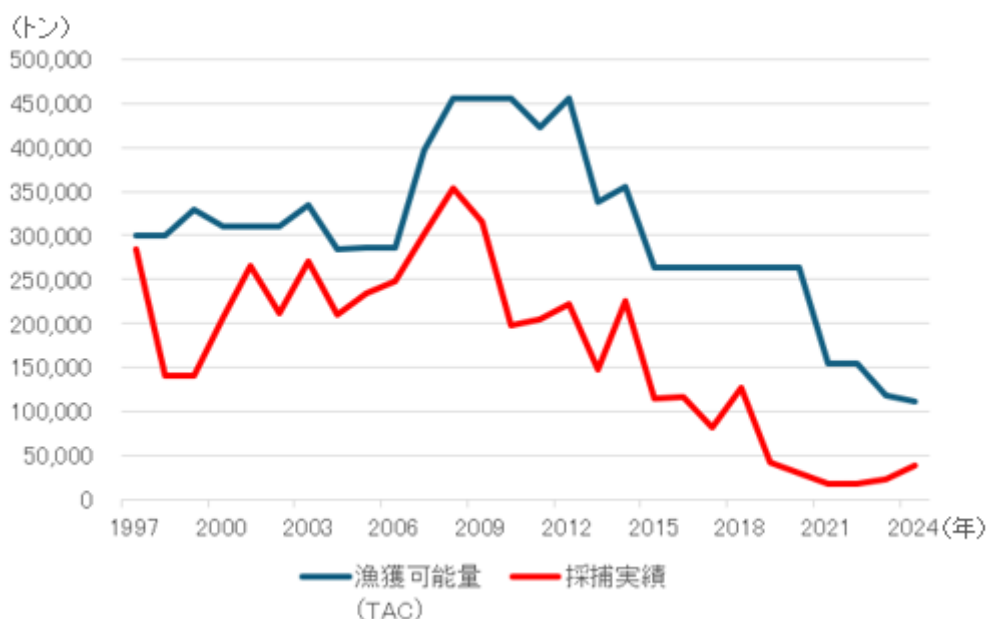


(出所)農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より第一生命経済研究所作成

令和6年度水産白書によると、資源評価では、最大持続生産量（MSY、注10）を算出している38資源のうち、23資源（全体の61%）がMSYを生む目標資源量を下回っている。また、漁獲圧が過剰（現在の漁獲の勢いが持続可能な上限を超えている）とされる資源も13資源（34%）に上る状況が示されている。

特に深刻なのは、かつて日本の基幹的漁業資源であったサンマ、スルメイカ、サケなどの大幅な減少である。これらの魚種は国際的な管理が必要な資源でもあり、日本単独での管理では限界がある。サンマは世界では12万トンほど水揚げされているが、北太平洋漁業委員会（NPFC）は持続可能な水揚げ量を世界全体でおよそ7.6万トンとしている（注11）。日本は1996年に批准した国連海洋法条約に従って漁獲枠を設定したが、設定された漁獲可能枠は実際の漁獲量を相当程度上回るものだった（資料8）。

資料 8 日本のサンマの漁獲可能量(TAC)と採捕実績の推移



(出所)水産庁「漁獲可能量(TAC)と採捕実績の推移(単位:トン)」より第一生命経済研究所作成

WWF はサンマ等について「より厳格な管理の早期導入」を繰り返し求めている。もともと、近年はサンマで上限の引下げが続き、年±10%の安定化ルールの下で運用改善が進んでいる。ウナギについても、国内外の信頼の向上と安定供給、そして食文化の継承につなげるべく、ルールや運用を継続的に見直していく必要がある。

7. 消費者のサステナビリティ意識

これまで見てきたように、ウナギをはじめ日本の水産資源は先細っているが、消費者の食品選択では何が重視されるのだろうか。2024年の農林水産省「消費者意識調査」によれば「おいしいこと」(75.0%)、「価格が安いこと」(61.9%)がトップとなっている。一方で「環境に配慮した農林水産物・食品であること」を重視する消費者は17.5%と一定程度の関心は見られるものの、おいしさや価格の方が重視されやすく、向上の余地がある。同じく農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和6年度～」で、食に関して重視することの回答は「同じような商品であればできるだけ価格が安いこと」が最も高く37.6%で、「環境への配慮や持続可能な開発目標(SDGs)を考えて選ぶこと」は6.5%という結果だった(2024年度)。さらに、同回答は2021年度11.0%、2022年度10.6%、2023年度9.7%と徐々に減少している。

8. 持続可能な未来に向けて

ウナギの完全養殖は緒に就いたばかりではあるが、人の手で受精卵からシラスウナ

ギを孵化させ大量生産することができれば、海洋資源を減らすことなく市場の安定化が期待できる。完全養殖の研究成果や品種改良技術といった知的資産が他国へ流出しないよう保護・管理することが大前提であるが、日本の食文化を守り、海洋資源の保全にも貢献するためにも今後のコストダウンが期待される。

一方で、現下の最優先課題は、既存サプライチェーンの是正である。本稿で取り上げたウナギの事例は、日本の水産業が直面する課題を縮図として映し出している。原産地・合法性の追跡が可能な仕組みの標準化、科学的根拠に基づいた採捕管理、企業の責任ある調達と情報開示、生息地の回復等を国際協調のもとで前進させる必要がある。完全養殖技術の進歩により、天然資源に依存しない養殖の実現可能性も高まっている今こそ、消費者、事業者、行政が一体となって対応を考えていく必要がある。科学的根拠に基づいた資源管理と透明性の高い流通システムの確立こそが、持続可能な日本の食文化と水産業を実現する道筋ではないか。

以上

【注釈】

- 1) 絶滅のおそれがある野生生物の国際的な取引を規制する条約。
- 2) 2025年11月から12月にかけて開催されるワシントン条約(CITES)のCOP20でウナギ属全種の附属書II掲載を求めるEU提案は、目的の一つとしてヨーロッパウナギを念頭に“close loopholes that allow illegal trade”を掲げている。
(<https://cites.org/sites/default/files/documents/COP/20/prop/E-CoP20-Prop-35.pdf>)
- 3) 主に国際自然保護連合(IUCN)により1964年から作成されているものを指す。他に、各国や地域が作成したレッドリストもある。
- 4) <https://kaifu-lab.r.chuo-u.ac.jp/wp/%e3%83%af%e3%82%b7%e3%83%b3%e3%83%88%e3%83%b3%e6%9d%a1%e7%b4%84%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8b%e3%82%a6%e3%83%8a%e3%82%ae%e8%b2%bf%e6%98%93%e8%a6%8f%e5%88%b6%e6%8f%90%e6%a1%88%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99/>
- 5) 基準Aは個体群が過去にどれだけ減少したか、基準Bはその動植物がどれだけ面積に出現もしくは分布するか、基準Cはどれだけの数成熟個体が確認され、現在も減少しているか、基準Dはどれだけの数成熟個体が存在するか、基準Eは今後どの程度の絶滅のリスクがあるかを示す。
- 6) 例えば2025年8月25日付共同通信など。
(<https://news.yahoo.co.jp/articles/7a0da57c5f5bc632cdb5c7926c6ed756450d9af1>)
- 7) 池入れとは、ウナギの養殖において、稚魚(シラスウナギ等)を養殖池に入れることを指す。
- 8) NHKによれば台湾では晩秋、ウナギの稚魚(シラスウナギ)が水揚げされ、買い取

り業者を通して密輸出を専門に担う業者の手で香港に運ばれる。船のほか空路での密輸も多く、台湾の空港ではたびたび、香港行きの手荷物から稚魚が見つかり、摘発されている。

- 9) WWF ジャパン・TRAFFIC 等の国際 NGO、中央大学海部健三教授などによる。
- 10) 最大持続生産量 (MSY) とは、魚類などの天然資源を枯渇させずに、長期間にわたって最大限に利用できる年間の漁獲量のことを指す。
- 11) NPFC(2025) “Stock assessment report for Pacific saury”
<https://www.npfc.int/system/files/2025-04/Stock%20assessment%20report%20for%20Pacific%20saury.pdf>

【参考文献】

- ・ IUCN 絶滅危惧種レッドリスト <https://www.iucnredlist.org/ja>
- ・ WWF ファクトシート「ウナギ類の資源管理・流通の現状について」
<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20250602ocean01.pdf>
- ・ NHK 密輸対策に新展開！ ウナギの闇は解決するのか？
https://www3.nhk.or.jp/news/special/sci_cul/2021/02/story/unagi-underground/
- ・ 海部健三 (2024) 「結局、ウナギは食べていいのか問題」
- ・ 水産庁「ウナギに関する情報」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi.html>
- ・ 水産庁「ウナギをめぐる状況と対策について」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/attach/pdf/unagi-243.pdf>
- ・ 水産庁 (2023) 「令和 6 年度水産白書」
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R6/250606_1.html
- ・ 水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構 (2025) 「令和 6 年度際漁業資源の現況」
- ・ 農林水産省「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第 18 回非公式協議」
https://www.maff.go.jp/j/pr/event/kaigi_release_2506.html#0619
- ・ 農林水産省 (2024) 「食育に関する意識調査報告書」
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r06/pdf/houkoku_3_2.pdf
- ・ 農林水産省 (2024) 「食生活・ライフスタイル調査 (令和 6 年度)」
<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/survey/attach/pdf/lifestyle-8.pdf>

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。